

和光市介護保険利用料助成事業

○事業概要

市では、経済的負担の軽減を目的に要介護・要支援をお持ちの方が介護給付等を受ける際に支払う利用料の一部を助成しております。

○対象者（次のいずれにも該当する方）

- ・ 和光市に住所を有する65歳以上の方
- ・ 和光市の被保険者である方
- ・ 要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・ 介護保険料所得段階1段階（生活保護受給者は対象となりません。）、第2段階又は第3段階の方

○対象となる利用料

- ・ 介護保険サービスを受ける際に支払う利用料
※食費、居住費、日用品費、医療保険利用分、市町村特別給付（配食サービス、移送サービス、おむつに係る助成）、福祉用具販売、住宅改修費等は対象となりません。

○助成率

介護保険料所得段階	対象		助成率※
第1段階	・ 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9万円以下 の方（生活保護受給者は除く。）	→	55%
第2段階	・ 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9万円超120万円以下 の方	→	40%
第3段階	・ 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円超 の方	→	35%

○助成の認定申請～支給の流れ

助成の認定申請～可否の決定

【提出書類】 ①和光市介護保険利用料助成認定申請書（様式第1号）

【提出先】 和光市 長寿あんしん課

※介護保険サービスの利用を開始する日の属する月の末日までに申請してください。

市の審査

助成認定

助成不認定

助成金の請求～支給

【提出書類】 和光市介護保険利用料助成金交付請求書（様式第5号）

※領収書の添付は不要です。

【提出先】 和光市 長寿あんしん課

※介護保険サービスを受けた月から**2年以内**に書類を提出してください。期限を過ぎて提出されたものは対象となりません。また、助成認定される前の利用料は対象となりませんのでご注意ください。

市の審査

適当と認められた場合は、本人名義の金融機関へお振込み。

○注意事項

- ・ 4月から7月までの利用料は前年度の介護保険料の所得段階、8月から翌年3月までの利用料は当年度の介護保険料の所得段階に基づいて助成の可否が決定されます。本事業の助成認定された後は、毎年度通知される介護保険料の所得段階を確認してください。所得段階の変更に伴い、助成の適否や助成する額が変わります。
- ・ 和光市介護保険利用料助成認定申請書（様式第1号）の記載内容に変更が生じた場合は、和光市介護保険利用料助成認定申請事項変更届（様式第4号）を長寿あんしん課に提出してください。

担当：和光市健康部長寿あんしん課
電話：048-464-1111(代表)